平成２５年（フ）第２７９号
静岡県浜松市中区小豆餅２丁目32番18号
債務者　丸山　尚美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３１３５号
大阪市浪速区大国２丁目２番５号　岩村ビル302号
債務者　山上　勝男
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１５２号
大阪府東大阪市鴻池本町５番24号　武田ハイツ102号室
債務者　大島　杏子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第８号
三重県四日市市波木が丘町32番地の16
破産者　有限会社鉾之原工業
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第９号
三重県四日市市釆女町2997番地195　南
破産者　鉾之原典義
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
三重県桑名市殿町16番地
破産者　エコマテリアル株式会社
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
三重県四日市市中部16番14号
破産者　三賀食品株式会社
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１６０３号
福岡県福岡市中央区赤坂１丁目12番２号
破産者　株式会社ア・ウィップ
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３１３号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷172番地の１
破産者　有限会社エース工業
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８２６号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目４番10―602号
破産者　株式会社クールブルー
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１号
北海道勇払郡むかわ町晴海49番地
破産者　株式会社竹田組
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４９号
北海道苫小牧市拓勇東町７丁目８番地の17
コーポソレイユⅢ203号
破産者　長内　　斉
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１１８４０号
神奈川県小田原市中里400―６
破産者　三原　功記
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６５０号
東京都杉並区成田東５丁目７番９号
破産者　株式会社サーティーズ
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６５１号
東京都杉並区成田東５丁目７―９
破産者　中村　賢英
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７７８号
千葉県市川市須和田１丁目10―７
破産者　加賀　　光
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７８１号
東京都府中市押立町１丁目16―14　グリーンハイツ車返南１―404
破産者　久保田雅幸
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１２９号
千葉県山武郡九十九里町粟生740―２
破産者　塩澤　寛美
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５７０号
埼玉県川越市熊野町９番地11―504
破産者　株式会社タクトプレイス
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５９２号
埼玉県川口市大字安行領根岸1027番地の１
川口根岸パーク・ホームズ二番館501号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区西新橋１丁目18番11号
破産者　株式会社ＶＩＧ　ＢＲＩＤＧＥ　ＣＯＭＰＡＮＹ
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部